

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
大学・高専機能強化支援事業選定委員会運営内規

令和5年5月19日  
大学・高専機能強化支援事業選定委員会決定

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専機能強化支援事業選定委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(部会)

第2条 委員会は、特定の専門事項を分担させるため、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は、専門事項の審議等の結果について委員会に報告する。
- 3 当該部会に属すべき者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第21条の3第2項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第3項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）の中から大学・高専機能強化支援事業選定委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。

- 2 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 4 部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。
- 7 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

(利害関係者の排除)

第4条 委員及び専門委員は、「委員会」及び「部会」において自己の関係する大学等に関する事業（以下「関係事業」という。）についての審査・評価を行わないこととし、会議においても関係事業に関する個別審議については、その議事の議決に加わることができない。

- 2 自己の関係する大学等の範囲については別に定める。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この内規は、令和5年5月19日から施行する。